



市税は納期限内に納めましょう

市町村税徴収強化月間です

問い合わせ先 税務課 (40) 5554

納税は国民の義務です



市が提供する、福祉や教育をはじめ様々なサービスは、市税が主な財源の一つです。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになります。

そして何より、納期内に税金をきちんと納めている大多数の方との公平性を欠くことになります。

県内一斉の徴収強化月間

納税の公平と税収の確保を図るために、11～12月を「市町村税徴収強化月間2013冬」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

事情がある場合は相談を

「災害、盗難、事業の廃止、病気等、やむを得ない事情により、一時的に納付が困難な場合は相談してください。

徴収の猶予や分割納付をすることができる場合があります。滞納による前に税務課に納税相談をしてください。



税金を納め忘れること…

税金を納期限までに納めなかつた方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかつたときには、市は滞納者の財産（預貯金、生命保険、不動産、給料、自動車、動産（電化製品や美術品、貴金属等））を差押えなければならぬことが法律で定められています。

差押え財産の調査のため、滞納者の自宅などの捜索を行う場合もあります。捜索時に発見された財産は、差押えされます。「捜索」とは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。

また「銀行や市役所が開いている時間に納付に行けない」等、忙しい方は、コンビニエンスストアで納付できます。（バーコード付き納付書による納付で納期限内に限る。）

「通知を見落とした…」「納付書をしまい忘れた…」等、つい、うっかりで納付を忘れてしまわないよう、便利で確実な口座振替をお勧めします。

また「銀行や市役所が開いている時間に納付に行けない」等、忙しい方は、コンビニエンスストアで納付できます。（バーコード付き納付書による納付で納期限内に限る。）

便利

納税は便利で確実な口座振替またはコンビニで



【納税・滞納処分Q&A】

A 手持ちの納付書で納め忘れている納付書で納められますか。

A 納期限が過ぎても、お手持ちの納付書で、通知書に記載されている金融機関または、下野市役所各庁舎で納付することができます。

A 納期限が過ぎても納付しないとどうなりますか。

A 督促状、催告書が送付されても納付しない場合は、納税をしている方との公平性を保つため、給与・財産を調査して差押えることになります。

Q 財産の差押えをされないためにはどのようにしたらよいですか。

A 納税相談によって自身の収支状況をお伺いし、滞納額に応じ、分割で完納見込みのある場合などは、差押えを行わないで済む場合があります。まずは、納税相談をしてください。

Q 財産の差押えをされた場合、どうすれば解除できますか。

A 原則として、滞納税額を完納しない限り差押えは解除されません。

Q 財産の差押えをされた場合、どうすれば解除できますか。

A 原則として、滞納税額を完納しない限り差押えは解除されません。

県内一斉の徴収強化月間に伴い、差押え財産の調査のため、滞納者の自宅などの捜索を行う場合もあります。捜索時に発見された財産は、差押えされます。「捜索」とは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。



債権、家宅等の捜索による自動車、動産、不動産など

